

法人名及び施設・店舗名
(個人事業主の場合は屋号)

TEL () ※日中連絡可能な連絡先

提出書類チェックリスト (全てにチェック)

※全てお揃いでないと受付が遅れます。

- ☐ 申請書 (様式第1号) 原本
- ☐ 誓約書 (様式第2号) 原本
- ☐ 営業活動を行っていることが分かる書類 写し

- ①直近の確定申告書
(個人：所得税、法人：法人税 (税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの))
- ②業種にかかる営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類
(食品営業許可、旅館業許可、古物営業許可等)
- ③申請する事業所ごとの外景 (社名や店舗名入り) 及び内景の写真
※令和元年4月10日以降記録されたものに限る
- ④本人確認書類 (運転免許証、パスポート、保険証等)
※個人事業主の場合のみ

- ☐ 休業又は営業時間短縮の告知、通知 写し

(例) ホームページの画面、ポスターやチラシ、本社等から事業所に対する通知 等
※休業する事業所等の名称や状況 (休業の期間、営業時間の変更) が分かるよう工夫してください。
※上記書類がない場合は、休業期間中の事業収入額を示した帳簿を添付してください。

- ☐ 振込先口座が分かる書類 写し

振込先口座番号が分かる通帳又はキャッシュカードの写し

- ☐ 提出書類チェックリスト 写し

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

<注意事項>

尚、資本金の額又は出資の総額が左欄の各分類に示す額を超える法人については、従業員数が分かる書類の写しの添付も必要です。
(例) 法人事業概要説明書 (法人税申告添付書類)、ホームページ、従業員名簿 等